

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 企業管理規定

岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

(水道企業課)

ページ  
一

## 企業管理規定

岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。  
第九条中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年八月一日から施行する。

号 外 ( 五 ) 平 成 二 十 二 年 七 月 三 十 日

平成二十二年七月三十日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター